

《耐震診断の結果の公表【要安全確認計画記載建築物(新居浜市が管轄する区域内の分)】》

建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下、「耐促法」)第8条第2項の規定に基づき、公表します。

No.	建築物の名称 及び 所有者名	建築物の位置	建築物の主たる用途 【県指定施設】	命令した 年月日	命令の内容	除却等の予定		除却等の完了		備考
						内容	実施時期	内容	完了日	
1	新居浜市別子山支所 新居浜市長 石川 勝行	新居浜市別子山甲482番地の3	三 市町総合支所	平成30年 11月15日	除却等の予定の欄の実施時期までに除却等を行わない場合は、当該時期までに耐震診断の結果の報告を行うこと。	機能移転	令和2年3月31日 (完了)	機能移転	令和2年11月30日	機能移転工事着手 令和2年3月18日

(※) 愛媛県耐震改修促進計画(抜粋)(法第5条第3項第1号関係)

道路啓開計画のステップⅠ及びⅡで啓開される路線で結ばれる次に掲げる用途の建築物であつて、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして令第3条に規定する建築物に限るものとし、要緊急安全確認大規模建築物であるものを含むものとする。)を、法第5条第3項第1号に規定する要安全確認計画記載建築物に指定し、その所有者等は、当該建築物について耐震診断を行い、その結果を平成30年3月31日(要緊急安全確認大規模建築物にあつては、平成27年12月31日)までに所管行政庁に報告しなければならない。ただし、報告期限内に当該建築物の解体が実施された場合等は、その旨を報告することにより、耐震診断結果の報告は不要とする。

(一 県庁舎、二 市役所・町役場、三 市町総合支所、四 国土交通省事務所、五 警察庁舎、六 消防庁舎、七 災害拠点病院)